

令和3年度 学校いじめ防止基本方針



青森県立八戸水産高等学校

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

本校では、「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識に立ち、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは絶対に許されない。
- ③いじめはいじめる側が悪い。
- ④いじめは気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑤いじめは学校、家庭、地域社会などが一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）

- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快欲（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調欲（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（４）いじめの一般的な態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかってこられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 校内体制

（１）いじめ防止委員会の組織と取り組み

教頭、生徒指導主事、保健主事、教務主任、学年主任、学科主任、ハートフルリーダー、養護教諭、情報科担当教員、いじめ防止専門員で構成されるいじめ防止委員会を設置する。いじめ防止委員会では、以下のことを行う。

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・年間指導計画の作成（別紙１）
- ・校内研修会の企画・立案

（２）いじめ対策委員会の組織と取り組み

教頭、生徒指導主事、保健主事、教務主任、学年主任、学科主任、ハートフルリーダー、養護教諭、情報科担当教員、システム運用管理者、当該生徒のHR担任、いじめ防止専門員（必要な場合のみ）で構成されるいじめ対策委員会を設置する。いじめ対策委員会では、以下のことを行う。

- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・要配慮生徒への支援方針の決定

いじめへの対処（別紙２）

いじめを認知した場合、いじめ対策委員会の構成員と必要であればいじめ防止専門員を加えて対応する。

4 いじめの未然防止

いじめ問題において最も重要なのは、いじめの未然防止への取り組みである。いじめの未然防止の基本は、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことにある。そのため、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・わかる授業づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ボランティアやインターンシップ等の体験活動の推進
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・生徒会によるいじめ撲滅宣言

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・教員による講話や講演会の開催

(5) 情報教育の充実

- ・授業における情報モラル教育の充実
- ・ネットいじめ防止の理解と意識高揚

(6) 保護者、地域や専門機関との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
(入学式や学年 PTA 等での説明、ホームページへの掲載)
- ・専門機関との情報交換の実施

(7) 校内巡視の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめられている生徒のサイン、いじている生徒のサインから早期発見

詳細については、別紙3を参照。

(2) 日常の学校生活からの早期発見

校内巡視を毎日実施

(3) 定期的調査の実施

アンケートの実施（5月、10月、2月）

(4) 相談体制の整備

- ・面談の定期的実施
- ・外部専門機関との連携

(5) 情報の共有

- ・生徒の実態把握
- ・職員会議での情報共有

6 いじめへの対応（別紙2）

いじめ防止委員会でいじめを認知した場合は、速やかに行為をやめさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。解決へ向けて担任（もしくは発見者）が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会で、組織的に情報収集・記録、いじめの事実確認を行う。

(1) 生徒への対応

①いじめを受けた生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・生徒の安全を確保する
- ・生徒の苦痛を共感的に理解し、心の安定を図る
- ・「徹底して守り通すこと」、「秘密を守ること」を伝え、仕返しの心配や不安を取り除く
- ・「あなたは悪くない」ことをはっきり伝え、また、自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるようにする
- ・活動の場を与え、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくることができるように指導する

②いじめを通報した生徒への対応

- ・生徒の安全を確保する
- ・秘密を守ることが伝える

③いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、いじめを行った生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。

- ・いじめの事実確認をする
- ・いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる
- ・毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮をする
- ・必要がある場合は懲戒を加える

④傍観者やクラスへの対応

被害・加害生徒だけでなく、いじめが行われている周囲でおもしろがって見たり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめ問題について考えさせ、自力で解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- ・望ましい人間関係作りに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(2) 保護者への対応

①いじめを受けた生徒の保護者への対応

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・速やかに事実関係を伝える
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
- ・家庭での些細な変化でも連絡してもらうように伝える。

②いじめを行った生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気がついたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 県教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる事案の通報、相談
- ・犯罪等の違法行為がある事案の通報、相談

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導助言

⑤ その他

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- ・法務局等の人権擁護機関等

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリングの徹底
- ・保護者の見守り、気づき

② 情報教育の充実

- ・「教科情報」における情報モラル教育の充実

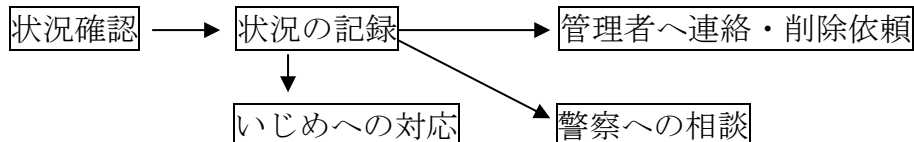
・情報モラルについての講話等の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールの活用

② 不当な書き込みへの対処



8 いじめの解消

(1) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消されている」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること

*ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断した場合、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

(2) いじめ解消後の支援

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・年間30日の欠席を目安とする
- ・一定期間、連続した欠席の場合は、状況により判断する

③生徒や保護者から重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、いじめ対策委員会で調査する。

(2) 重大事態発生時の報告・調査

重大事案が発生した場合には、速やかに県教育委員会を經由して知事に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合には、いじめ対策委員会を母体として当該重大事態の特質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施するとともに県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。また、いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに再発防止に努める。

10 いじめ防止対策に関する評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

(1) いじめに関する評価事項

①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・学校いじめ防止基本方針の内容やいじめ防止対策委員会の存在が周知されている
- ・相談体制が整備されている
- ・年間を通じて、いじめ防止対策の取り組みが実施されている

②早期発見・事案対処の手立て

- ・定期的または必要に応じてアンケートを実施している
- ・個人面談や保護者面談を実施している
- ・いじめ事案の対処が適切に行われている
- ・生徒の情報が共有されている

③教員の資質向上

- ・学校いじめ防止基本方針について共通理解が図られている
- ・いじめに関する校内研修を実施している

付則 この方針は平成30年4月1日からとする。

令和元年6月5日 改正